

(別記様式) (第 14 条関係)

令和 6 年度議会報告会実施報告書

開催日時	令和 6 年 11 月 10 日 13 時 30 分～15 時 15 分
開催場所	上郡町生涯学習支援センター
出席議員	澤田議長、米田議員、河井議員、佐野議員、三浦議員、松本議員、木村議員、立花議員、田渕議員、井口議員
参加者数	20 名
実施内容	式次第 1. 開会あいさつ 2. 報告案件 (1)令和 6 年度上郡町一般会計予算に対する修正動議 (2)上郡町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件 (3)議長辞職の件 (4)山本高士副町長に対する辞職勧告決議(案)の件 3. 参加者との意見交換 4. 閉会あいさつ <p style="text-align: right;">以上</p> ※ 詳細については別紙のとおり
要望・意見等	別紙のとおり
その他	アンケート回収結果は、HP に掲載 映像は後日 CATV で放送する。

令和 6 年 11 月 22 日

上郡町議会議長 澤田 正治 様

報告者 田渕 千洋
木村 公男

澤田議長：本日はお忙しい中、ご参加下さり、誠にありがとうございます。

議会に感心を持っていただくことは、議会にとって大事なことであり感謝申し上げます。

さて、本題に入るまえに、開催趣旨について説明をさせていただきます。平成24年議会基本条例が制定され、第1条で住民福祉の向上と豊かなまちづくりを目的とし、第2条で情報公開と町民参加、第3条で議員の活動原則、第4条では町民参画及び町民との連携を定め、情報公開の徹底、意見交換会の開催、そして、議会報告会を開催し議会の説明責任を果たすと書かれている。この一連の流れの中で議会報告会を開催させていただきます。はじめに議員の紹介を行います。

・・・出席議員の紹介（順次9名を紹介）

澤田議長：それでは、資料に基づき、賛否の分かれた議案について報告します。

なお、質疑・意見については、全ての案件報告後にまとめてお受けします。

参加者（大野さん）：説明は短くして頂戴。

澤田議長：令和6年度上郡町一般会計予算に対する修正動議について、井口議員より提出理由の説明を行います。

井口議員：この事業に対しては10年前までは行政で運営してきた事業であったが、平成26年から合特法（下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法）の規程により事業者が10年間の契約で特別に委託契約を行い履行していた。

この契約が令和5年度をもって終了することから、町は数年前からこの事業を入札とする方針であった。一部議員からは公平な入札をすために収集運搬の車両を買いそろえなければ公平な入札にならないという指摘がありましたが、町は車の購入をすることなくプロポーザル方式の入札方法を決定したことによって、契約内容には新たに車を購入するための費用も含め、予算額の上限を9000万円としてプロポーザル方式での入札を実施した。

入札の結果は、現事業者が引き続き委託契約を継続する結果となったが、業務委託料は、年間90,411千円計上されている。

令和5年度での事業費は7200万円であったのに対して約2000万円増額する結果となった。また、質疑への説明はあやふやなものであり、町民へのサービス向上に直接影響すべきでもない。

また、今回のプロポーザルで選定された事業者は令和5年度まで7200万円で運営してきた事業者であり車両もすべて揃っていることから考えても2000万円の増額は町民に説明のつくものではないと考えた。

そこでプロポーザル選定業者が選定された内容と選定から協定に至るまでの経緯を行政に説明を求めた。

議員からは、行政に対して10年間7200万円で運営してきた業者が9000万円で決定されたことに違和感はなかったのかとの意見があったが、燃料費の高騰の他、個別収集運搬事業の開始、エコ車両の購入を検討しているため妥当であると説明をした。

次に選定から協定に至るまでの経緯については、3か月間も事業者ともめた内容が残されており、その中には行政から委託される事業者としては極めてお粗末な発言さえあった。

そこで10年前に遡り、行政自体が運営したらどの程度の金額で事業が運営できるのか調査した結果、7000万円で運営できることが分かった。財政力が豊かであるとは言えない状況の中、事業者のみが収入を増やし、町民のサービス向上につながる要素のない増額に対して修正案を動議し、町独自で運営し2000万円を減額することを提案したものである。

また、当初予算前に急遽出された町有地財産取得については、駐車場が狭いということのみを理由に役場南側の土地を購入すると説明を受けた。しっかりと検証した中での購入であればまだしも、一部議員からの助言すら無視した町有地購入は賛成できる内容ではなく、購入に至るまでの検証すらできていないうえに、議会への事前説明はなく、議会軽視であると判断し、再度検証しなおす必要があると考え、購入予算全額を削除するべきであると修正した。

●結果は、賛成4 反対5となり修正案は否決された。

澤田議長：提案理由の説明は終わりました。次に賛成を代表し、三浦議員。

三浦議員：この事業は合特法を適用されて令和6年、現在の事業者と10年契約で3月末まで運営していた。令和6年4月からの運営は、副町長が担当し、プロポーザル方式で令和5年12月末までに契約する予定で進めていたが、期限までに契約に至らず年を越えて、期日ギリギリに何とか契約したが、内容があまりにも事業者よりの契約で、入札に参加した中で一番金額の高い今までの事業者に決定した。

行政で運営する修正案の内容は、ごみ収集委託料と財産購入費の歳出並びにその財源となる町債の歳入を、併せて1,020万円削減するもので、行政サービスとして不可欠なごみ収集業務を直営事業とするもので、エコ車両購入費並びに人件費で1年約3000万円削減でき、5年契約で約1億5000万円減額できる事になる。請負金額だけではなく、収集サービスの向上も期待できなく、ごみ収集運搬事業を直営事業とする修正案に賛成した。

澤田議長：反対意見を代表し、河井議員。

河井議員：今回は価格重視の一般競争ではなく、公募型のプロポーザルで業者選定を行うことになった。それに関して行政の説明を受け、議員全体で協議したが疑義はなかった。そして、プロポーザル実施要領に基づいて8名の選定委員会が組織され、行政が出した参考資料等によって点数を付けていった。8人の委員が事業者からそれぞれ説明を聞き、判定を下した結果なので、それを後から否定することは、問題が残る。今になって一度契約したものを行政が破棄することは、事業者も行政にも大きなダメージとなるので賛成することはできない。ヅリ山の経験からも、契約金額が安いということだけでは、経験のない事業者では住民サービスに疑問を感じる。プロポーザルで総合評価された事業者なら管理運営を正しくしてもらえと思うので修正案には反対である。

澤田議長：次に、上郡町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件について、提出者の松本議員より説明を受けます。

松本議員：この「上郡町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件について」は、6月定例会に

追加議案として提出されたものです。審議の結果は否決されましたが、これまで役員任期は2年で踏襲されてきたのを「任期を1年に変えたい」との発議から提出されたものです。委員会条例の一部を改正するに至った経過やその後の成行きや結果についてご報告します。

役員任期の発議について、5月29日に6月定例会前の恒例の議会運営委員会が開催され、その席で、議会運営に関する申し合せ事項にある議長を含め、「役員任期2年を1年に変えたい」との提案があり審議を行なった。任期を2年から1年に改正する目的は、

①監査委員は議長経験者が担当するとの慣例はあるが、議長経験者が少ない事態が生じ慣例の継続が難しくなってきた。

②多くの議員が役員を経験し円滑な議会運営を行ないたいからです。

申し合せ事項については議運の審議が優先されるとのことから、採決の結果全会一致で「任期2年を1年に改正する」は承認された。

次に、委員会条例の改正についてです。議運は、委員会条例にある常任委員の任期2年を1年に変更する旨を全協に報告したところ、議員から担当職務を全うするには、条例通りの2年間で望ましいとの意見が出されたことを受け止め、まず委員会条例の常任委員の任期2年を1年に改正しようと協議し、6月定例会最終日に委員会条例改正案を追加して審議することになりました。審議した結果、提案は否決された。

●結果は 賛成4 反対5となり「上郡町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件」は否決されました。

澤田議長：この提案に対し、賛成を代表して、田淵議員。

田淵議員：この案件は、議会運営委員会で、役員任期を1年とすることが全会一致で決まったことから、委員会の任期も同様の1年間とする必要があるため、改正するものです。

正当な理由で、6名の議員の連名で提出された案件であり、当然可決されるべきものと考えます。

それがなぜ、否決になったのか。本来、提案者・賛同者は議案の成立を推進しなければならない立場です。

しかし、提案者・賛同者1名が自ら提案した議案に対し、採決において反対をした。

議会運営委員会で賛成し、議案提出を行ったにもかかわらず、本会議で反対するというのは、議員としてあり得ない行為です。他の人の意見に左右され、自分の気持ちが一晩で変わることがあるかもしれないが、いとも簡単に変われば、一般社会では信用は地に落ちます。まして町民の代表である議員がそれをするのは論外であり、あまりにも無責任と言わざるを得ない。議決に当たり、3名が反対討論を行なったが、そもそも討論とは議案に対し賛成か反対かを論ずるものであり、辞表を提出するよう言われたと言うが、そんなことは議案の一文にも書いていない。また、自分が委員長を辞めたくない、やり遂げたいと言うが、委員会構成は議員間での話し合いになるため反対理由にならない。そんな主張を繰り返す討論は恥ずかしいだけです。

私は、提案理由にある通り、今後の議員構成を鑑み、多くの議員が役員を経験し、円滑な議会運営を行うため、役員任期を1年とする決定がされており、委員の任期も1年間とする

のは必然であり、改正に賛成した。

澤田議長：反対を代表し、松本議員。

松本議員：議会運営に関する申し合せ事項の取扱いについて疑問である。今回、委員会条例の2年より先に議運の決定が優先され、申し合せ事項の役員任期を2年から1年に改正する扱いをされた。このルールなら全ての案件は議運のメンバーで決定できることにもなる。全協も議会も必要がなくなることに繋がる。また、「議会運営に関する申し合せ事項」の附則には「全員協議会決定」と明記されており全協で審議し承認されるべきものであるはずです。役員任期を取扱う判断基準は条例が上位で、それを差し置いて申し合せ事項を優先するのは議会の基本を逸脱したことではないかと考えます。

澤田議長：議長辞職の件についての説明です。

立花議員：令和6年5月28日の議会運営委員会で、本町議員構成を鑑み、多くの議員が役員を経験し円滑な議会運営を行うため、役員任期を1年間とすることが必要であると全会一致で決議された。

これに基づき、6月定例会で上郡町議会委員会条例(昭和62年条例第11号)の一部を改正する条例制定の件が上程された。しかしながら6月13日の本会議でこの条例が否決された。条例改正の提出者と賛成者であった委員が本会議で反対に鞍替えしたため、議案は否決された。

今回の議会混乱の根本はここにある。委員長は採決には加わってはいないというものの、議会運営委員長として、議案提出者となり又、協議中に一度も反対の素振りすら見せずに、本会議で反対に回った、前代未聞の出来事であった。

議長であった私として、議会運営委員会で決定されたことを尊重するとともに、議長を支える立場であった副議長が賛成から反対に、議長の諮問機関でこれもまた議長を支えるべき立場の提出者も反対にまわり、それぞれとの信頼関係も失せた。

このような状況では、正常な議会運営ができないとの判断により、議長辞職を決意し全員協議会でも、辞職理由を説明したが結果的に否決された。

●結果は賛成4 反対4となり副議長裁決の結果、賛成4 反対5となり議長辞職の件は否決された。

澤田議長：この提案に対する賛成を代表して木村議員。

木村議員：「議会運営に関する申し合わせ事項」にそって、本町議会の議員構成を鑑み、多くの議員が役員を経験し、円滑な議会運営を行なうため、役員任期2年を1年間とする決定が5月29日の議会運営委員会において全会一致で決議された。これにより議員が固定した役員や委員会に所属するより、いろいろなことを体験することでその知識の向上や議員としての使命感の高揚につながるものであるとの判断から賛成した。

また、議会運営委員会で決定された事項等についてはあらかじめ議員全員に周知する措置を講じる。又、議会運営委員会の協議結果については、議員はこれを遵守する。とあることから、6月4日に全員協議会が持たれ、役員の変更や議長辞職等が伝えられた。そして6月

13 日本議会に委員会条例の一部を改正する件が提案された。

しかし議会運営委員会の2名が反対に転じ否決。議長を補佐する立場である議会運営委員会の中から結果的に足を引っ張る言動や行動を行なう等、今後関係修復は不可能であると判断し、議長の辞職の意思も尊重し、議長辞職を了承した。

澤田議長：反対を代表して、米田議員。

米田議員：6月議会での「委員会条例改正案」否決を受けて、各議員が自ら辞任願を書いたの役職交代案が議会運営委員会で決められ、立花議長はそれに沿って辞職を申し出ました。辞意は本人の都合、つまり、自分が議長を務める能力がないとか、健康面での不安とか、家庭などの都合ではなく、議長経験者を増やすために、まだ議長をしていない議員にやってほしいということだった。議長の辞職には議会での議決が必要です。

そこで、7月に昨年7月と同じように役職改選のための臨時議会が開かれた。最初に立花議長から出された議長辞職の件が簡易表決された。立花議長の辞職に関する件なので、司会進行役の議長代理（当時澤田副議長）が務めた。澤田代理議長が立花議長の辞職に異議がないかの確認をした。意義なしの声だけなら、可決するのが簡易表決です。しかし、私ほか2名の議員が異議ありと、申し出た。意義ありが3人以上あった時は、正式な表決に切り代わります。起立による採決の結果、立花議長の辞職に賛成したのは4名でした。反対した議員も4名で賛否同数となり、議長判断に委ねられました。澤田代理議長が反対し、立花議長の辞職は認めらなかった。

立花議長の辞職反対理由は、立花議長は去年の役員改選で初めて議長となり、この1年で名前を売っている。これからの残り任期の1年間、交代せずに働いてもらう方が上郡町のプラスになる。立花議長個人には辞職せざるをえない原因はない。そもそも、役職を1年で交代することに無理がある。上郡町議会はかつて毎年役職改選をしたが、初めてその役職に就いた場合1年目から成果を出すのは難しいので、2年交代に変更している。正副議長もこれに合わせて改選された。

本来、正副議長の任期は法律で4年と決められているが、上郡町の委員会委員の任期は条例で2年と決められている。議長も委員改選時に合わせて辞職して、改選しているが、これは合理的な方法です。しかし毎年交代に合理的な理由はありません。

続いて、7月臨時議会で辞職を否決された立花議長は、再び辞職願を提出し、8月に臨時議会が開かれました。最初に立花議長から出された議長辞職の件が簡易表決された。この時、「異議あり」と反対したのは私のみで、辞職が承認された。私の反対理由は7月と同じです。

澤田議長：続いて、山本高士副町長に対する辞職勧告決議案の件を井口議員より説明します。

井口議員：上郡町議会は、山本高士副町長が長年の行政経験により培われた豊富な行政知識や経験をお持ちで、その人脈を生かし、本町の行政課題に迅速、的確に対応していただくことを期待するとともに、町長の補佐役として、議会との調整や協議に手腕を発揮すべきものとして、その選任に同意しました。ところが副町長就任時に、上郡町内に住所移転を考えると説明されたが、それから3年を経過した現在も移されておらず、このことによって災害時の対応に

支障をきたす可能性があり、以前大雪の際には、副町長はかなり遅れて出勤されたことも聞いています。

さらに休日及び祝日においてイベント等が重なり、町長代理としての公務出席を考えると、居住地との関係性から、本町のことを真剣に考えているとは言えず、重ねて町長不在時において、迅速な意思決定ができず行政運営に支障をきたしており、町長の補佐役としての職責を果たしているとは到底考えられません。それ以外にも、元県職員であることを生かし、県と良好な関係を構築することに大きな期待を寄せていたが、目に見える成果がなくこれも期待を裏切るものであると言わざるを得ません。特に、議会との関係は調整力が働くこともなく、議会が求める職責とは乖離し、副町長として最大の任務である調整役としての責務を放棄しており、失望の念を禁じ得ません。加えて町トップの一人として、職員と信頼関係を築けていることが一向に感じられません。」

上記事項から、副町長としての資質を欠き、政治的な責任を放棄していると断ぜざるを得ないと判断しました。よって、山本高士副町長には残り任期を全うさせることは妥当ではなく、上郡町議会は速やかに副町長の職を辞することを勧告いたしました。

●結果は、賛成5 反対4となり「山本高士副町長に対する辞職勧告決議(案)の件」は可決されました。

澤田議長：賛成を代表して、立花議員。

立花議員：議会の役割を考える時、一つは町民の意見や要望を聞き行政に反映させることである。

もう一つは行政を監視することである。監視するという言葉はあまり良いイメージではないが、その施策は住民にとって有益なものか、又予算執行にあたっては適切に執行されているか、有効に活用されているかなど課題の解決に向けた取り組みも重要である。

行政と議会は車の両輪のごとくと言われるが、又、1歩離れ2歩離れるとも言われるように行政とべったりではいけない。今回の副町長に対する辞職勧告は、まさに議会の行政の監視活動の一つである。私も議員になってから12年目を迎える。最初は県より派遣していただいた衣笠副町長である。県職員であった衣笠副町長は県に対して要望や事業の進め方など、町職員と一緒に県と交渉していた。何の証拠もないが、自然に職員から聞こえてくる。県職員からも評価が聞こえてくる。議会ともよく話し合った。情報も入ってきた。次に樫村副町長である。職員の良き理解者でもあり、職員と町長の間をよく取り持ちスムーズな業務執行を行ったと感じる。これも確たる根拠や証拠はない。しかし、いろいろなところから聞こえてくるし、直接情報交換をする。比較論となり、山本副町長に関する良い情報はあまり入ってこない。むしろ職員との不協和音が聞こえてくる。

澤田議長：反対を代表して、佐野議員。

佐野議員：辞職勧告決議案の内容は、山本副町長が副町長としての資質を欠き政治的な責任を放棄していると断じざるを得ないとしており、山本副町長に残りの任期を全うさせることは妥当ではなく、速やかに副町長の職を辞することを勧告することであるが、私はこの辞職勧告決議案に対し、反対の立場で報告する。この決議案の中では、副町長が町トップの一人として職員と信頼関係を築けていると一向に感じられないと述べているが、今回の勧告決議案

の提出者及び賛成者以外にどの位の職員の方の声を聴いているのかと思う次第です。非常に多くの職員の方がこのように言うておられるのなら、私の考えを変えなければならないのかなと思うが、現状私自身及び周辺には全く聞こえていない。

また、いろいろと賛成及び反対の意見が出ているが、副町長はこれらの意見を聴いた上で、今後自分で改善しなければならないと思うことがあれば、明日からの職務に活かしてもらおうよう願っている。

また、他の議員の反対理由として、今回の発議は、会期最終日の6日前に出されてきたもので、辞職勧告を議会として出すという重要なことを全員協議会の中で十分に協議せず、発議することは無茶苦茶である。ましてや副町長に重大な過失があるわけではなく、行政運営に大きく支障を来しているわけでもない。決議文書も抽象的で曖昧な部分もあり、辞職勧告を出すことに反対である。

なぜ今この時期に、勧告決議案を持ってきたのか疑問である。これから行政としては非常に多忙な時期であり、来年度予算とか各方針を決める必要がある。このような時期に副町長に辞職勧告決を提案することは、行政の混乱と停滞を招くのではないかと考え、辞職勧告には反対である。

副町長に辞職せよという重い決議をするに足る証拠が無い。偏った情報を根拠に副町長を排除するための悪意ある決議のように思う。勧告決議案にある土日休日のイベント等への参加については、前任の副町長と比較しても遜色がない。また、県との良好な関係云々に関しては、県とパイプを持った人材だと思うので、上郡町には必要な人材だと思う。よって辞職勧告決議案には反対である。

澤田議長：説明は終わりました。ただいまより、説明をした案件に対する質疑に入ります。

挙手により、案件名、訪ねたい議員名、お名前、地区名をお願いします。

【質疑応答】

堀本さん（船坂）：議会は副町長の辞職勧告を決めたが、町長に副町長を辞めさせたいか聞いたのか。

井口議員：事前に話したが、提出を止めなかった。逆に土日のイベントに対し協力体制が取れない、決裁も自分がしているとの話だった。

大野さん（上郡）：議長の選出について問う。議長に選ばれた議員が、それぞれ「受けることはできない」と言った。澤田さんは副議長の職責を勤めたいと、立花さんは自分の健康上受けられない。田淵さんは母親の介護をする必要がある。木村さんは1年で議長交代を決めていたからと聞いている。

自分の健康、母親の介護という個人の理由を言うが、町民の付託に応えるため、家族や本人は個人の犠牲を払ってでも町民のために働くのである。議員を辞めて個人の事に専念すればいい。残りの議員8名で明年までやればいい。経費削減になる。

（拍手あり）

井口議員：理由についてはその時々、色々ある。それを犠牲にしてやれと言う気持ちはわかるが、家族あつての議員生活・活動ができるので、その家族を無視できない。理解してほしい。

立花議員：健康上とは言っていない。議会を円満に進めていくには議員同士の信頼関係がないとス

ムーズにはいかない。議長を支えるべき副議長が2年を1年にすることに賛成しておきながら、また議会運営委員長が議案の提出者でありながら責任を果たさず、本会議でいきなり反対に回る。これでは正常な議会と言えない。任期の改正は、少ない10人の議員がいろいろな経験をし、レベルアップをしようということであった。本年3月議会には動議が出されたが、その日の議案に追加するか尋ねたところ5名が反対し、議事が進まなかった。理解ができていないので、議員が経験し、レベルアップしないと町民のためにはならないという気持ちで辞めた。

江見さん（上郡）：何が問題なのかわからない。

立花議員：町民から託された自分の議決権の重みをわかっていない。ころころ変わる議員ばかりだと上郡町議会はどうなると思いますか。予算を議決後やっぱりおかしいと言うとどうなると思いますか。そんな議会はありません。委員会や議会で決めたことは守っていかないといけない。

《・・・途中、「そんなことは議会の中でいうことだ。」との声があがる。》

井口議員：そもそも、悪いのは議会運営委員長が賛成だったものを本会議で翻ったことです。委員長は委員会で差し戻せばよかった。

澤田議長：決まったものをひっくり返すのは、本当は良くないことです。

私は議会運営委員会で賛成したが、全員協議会で各常任委員長が1年で辞めたくないという聞いて、反対したいと言ったら、認められなかった。それで、賛同者として名を連ねたが、本会議で反対した。非難はあっても、自分はよかったと思っている。

質問者：予算案に賛成した河井議員は、町職員が検討しているのに議員が反対できないと言ったが、チェックするのが議員の仕事ではないのか。何のための議員か。

河井議員：修正案に反対し、ごみ収集のプロポーザルでの8人の委員が決めたことに反対できないと言った。

質問者：駐車場の件は賛成か。人口減少で今後塩漬けと考えないのか。チェックするのが議員の仕事だ。

森さん（高田台）：この議会報告会をどのように周知したか。時間と予算を使っており、もっと真剣にまちづくりに専念してほしい。意見です。

江見さん：厳しい財政状況に変わらないのに、「ヅリ山問題」は終わったことになっているのか。

何の役にも立っていないのが上郡町の町会議員だと思う。

《・・・（「それは言いすぎだと思う」との声あり）》

井口議員：今は警察に委ね、訴訟を起こしている。議会が調査できることではないことを理解してほしい。

大野さん：財政調整基金2億7千万円使ったことを自覚しているのか。町行政、議員で支払え。

井口議員：訴訟が終わるのを待っている状況です。

質問者：産廃問題についてはどう進んでいるのか。

澤田議長：事業者は保安林の伐採許可を出してモノレールをひき、調査をしている。

それ以外の動きはない。調査をしていることが問題なので、対策を考えている。

米田議員：事業者は保安林の管理道の道路拡幅を予定しているようだ。

澤田議長：時間がまいりましたので、以上で終了となります。アンケートの記入をお願いします。

河井副議長：以上を持ちまして議会報告会を終了します。ご苦労様でした。